

児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第74号

児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

本則第 8 号中「第 9 項及び第11項」を「第18項及び第20項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。